

66 埼玉西部消防組合

| 建設 工事 | 査 計 測 量 調 | 書 類 名 | 摘 要 |
|----------|-----------------------|---------------------------------------|--|
| | | 1 委任状・使用印鑑届(様式C-6) | <ul style="list-style-type: none"> ・代理人を置く事業者が申請する場合はAを選択してください。 ・代理人を置かない事業者が申請する場合はBを選択してください。 |
| | | 2 市税に未納の税額がないことの証明書 <写し可> | <ul style="list-style-type: none"> ・申請日前3か月以内に発行したものを提出してください。 ・申請する事業所の所在地が、構成市(所沢・飯能・狭山・入間・日高の5市)内の場合に提出してください。 ・事業所の所在地に応じ、以下の証明書を提出してください。 ・徴収の猶予を受けている場合等、未納であることに正当な理由があるときは、証明書に替えてそのことを証する書類を提出してください。 < 所沢市 > ・所沢市課税の市税の滞納税額のないことの証明書。(申請日前3か月以内のもの。) < 飯能市 > ・申請日前3か月以内に飯能市が発行したもの。 < 狭山市 > ・狭山市役所1階総合窓口及び各地区センター等で交付する証明書で、未納の徴収金がないことの証明書。(申請日前3か月以内のもの。) < 入間市 > ・入間市収税課及び各地区センターで交付する納税証明書で、税目が「滞納のないことの証明」のもの。(申請日前3か月以内のもの。) < 日高市 > ・申請日前3か月以内に日高市(税務課)が発行したもの。 |
| | - | 3 経営事項審査の総合評価値通知書の写し | <ul style="list-style-type: none"> ・申請日現在有効なもので、複数ある場合は最新のもの(総合評価値通知書の有効期間は、審査基準日から1年7か月です。) |
| | - | 4 建設業許可通知書の写し又は建設業許可証明書 <写し可> | <ul style="list-style-type: none"> ・申請日現在で有効な全ての業種を含む許可通知書(証明書)を提出してください。 3と許可番号・許可区分(般・特)が違う場合は3に該当する許可通知書(証明書)も添付してください。 |
| | - | 5 建設業許可申請書(様式第1号)及び営業所一 覧表(別紙二)の写し | <ul style="list-style-type: none"> ・申請日現在有効な全ての業種・許可区分(般・特)を含む申請書類を提出してください。(新規・更新・業種追加、般・特新規) ・許可行政庁の受理印が押印されているもの。受理印が表紙に押されている場合は表紙も必要です。 更新中の場合は、更新前の許可通知書(証明書)と更新申請書(行政庁の受理印のある)の写しを提出してください。 建設業許可の申請内容(商号・代表者・所在地・業種・使用人等)に変更があった場合は建設業許可の変更届出書(様式第22号の2)・廃業届(様式第22号の4)(行政庁の受理印のある)の写しも提出してください。 電子申請により收受印が無い場合には、別冊2(共通書類ページ)の注釈 1を御参照ください。 |

【埼玉西部消防組合 提出書類】の問合せ先

埼玉西部消防組合 契約会計課 契約・検査グループ

TEL: 04 - 2929 - 9136 FAX: 04 - 2929 - 9127

書類名「1 委任状・使用印鑑届(様式C-6)」のあて先は、「埼玉西部消防組合 管理者」としてください。